

平成30年度第10回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成31年2月22日（金） 10時00分開会 11時25分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

3 出席者

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 常設審議委員 | 20名／15名（出席者は別紙名簿のとおり） |
| (2) 鳥取県経営支援課 | 中西課長補佐、河本主事 |
| 総合事務所農林局 | (東部) 吉尾主事
(中部) 前田係長
(西部) 平田主事 |
| 鳥取市農業委員会 | 岡本係長、川口主事 |
| 南部町農業委員会 | 亀尾局長補佐 |
| 湯梨浜町農業委員会 | 藤井事務局長 |
| 倉吉市農業委員会 | 隅主任 |
| 智頭町農業委員会 | 米本事務局長 |
| 農業農村担い手育成機構 | 漆原参与 |
| (3) 事務局 | 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、
谷口課長補佐 |

4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第10回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数の報告をいたします。本日は20名中15名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

だんだん春が近づき何かと気ぜわしい中、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。

一昨日、倉吉、大栄を回ると西瓜のマルチが張っており、ハウスの中はもうすぐ定植という春作業がまっています。今朝、来る途中、名和中山の辺りの山は芽が出ていました。1ヶ月早いでないかという山の様子でした。梨の花も早くなるかもしれませんが平穏な年であってほしいと思います。

春が近づき、あと1ヶ月すると鳥取県農業会議の総会を迎えるわけで、新年度の事業計画・予算を決めていくことになっております。

今日は、この後理事会をお願いしており、総会の議案なり、招集事案を審議していただこうと思っています。とはいえ、国会、県議会が開催され法案の審議が始まり、農業委員会、機構に関する法案も2月12日に閣議決定され、国会の方で委員会にかかっています。議案の審議を見ながら新年度どうするかは、今段階では判断できません。理事会に諮りながら、皆さんと一緒に活動の中身を詰めていきたいと思っています。

今日は栃本課長が出席の予定でしたが、昨日の夕方になって県議会から質問があり欠席となりました。

今日の議案は3件でありまして、最初に琴浦町の集落接続の事案がでてきます。昨年12月以降、集落接続のルールを県の方から明らかにしてもらいました。1月に北栄町江北の分を認めていただきましたが、[]の説明もあり、遠いじゃないかという質問もあり、県のルールの中に何メートルと書けませんので、どの辺を目安にするかとかありますので、今日はこの後の理事会で現場に行き距離感の目あわせをお願いしたいと思っています。また、前回1月に一時転用で砂を採った後、元々遊休農地だったらどうするかについてのご意見もあり、その後事務局で検討したことを、今日議案の後にお諮りをしたいと思っています。いずれにしても、農業委員会、常設審議委員会が公平公正で県民の皆さんから信頼を得るように努めて参りたいと思っていますのでご理解を賜りたいと思っています。

6 議事録署名委員の決定

議長 米子市の高西委員さんと、琴浦町の福田委員にお願いします。
(上場会長)

7 報告事項

- (1) 先月の農地転用許可の状況について
県経営支援 (資料1により説明。質疑なし)
課

8 審議事項

(1) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

議長 今回農地を介在した集落接続の事案が出ております。2月14日に職員協議会主催で事務局職員の研修がありました。常設審議委員会の審議と資料の作成と集落接続について趣旨の徹底を図ったところです。集落接続のグループ討議をして、認識が深まったが、1人で考えて分らんことは、県へ相談するというのが結論でした。そういう経過を私なりに考えると、申請者から事務局に相談があった時に、自分1人で考えて良いですよとは言えませんから、県へ相談をし、そして県庁へ相談があると思います。その間に農業委員会としては会長へ相談したり地元の農業委員さんが現場を見た時に、こうだよという判断があると思います。1種農地で集落接続でということで、この会にあがってきますが、今までは一般事案として[]が説明しており、資料を作って[]が説明をするが、[]では地元の農業委員会の経緯や意見は分かりません。[]は定形的な説明になっていたと思います。前回の湯梨浜町の時もそうだったんですが、委員さんから質問がでて[]では答えられないという実態があったと思います。

今は、5,000㎡以上は現地調査があり、3,000㎡以上は地元農業委員会から説明をいただきますが、農地を介在した集落接続については地元の農業委員会事務局が説明した方が一番経緯も分かるし良いと感じています。これは仕組みの問題でございますので、この場は私の問題意識をお話しさせてもらって、今日は、[]が説明したあと、地元の福田会長に補足説明をお願いしたいと思います。今後の進め方は理事会で相談していききたいと思います。それでは説明して下さい。

事務局 (資料2により、農業委員会総会付議事案(平成31年2月)を説明。)
(1件の意見聴取あり、30aを超える説明事案は0件で、事務局が一覧表により説明。)

福田委員 ■■■■■の説明で良いと思いますが、3ページの地図で、今田川が過去、氾濫し、民家3戸が浸水したことがありました。そのため平成17年に分筆登記してあったと思います。台風24号の影響で裏山が崩れて、ブルーシートがあり県の急傾斜の看板もあり、なるべく早く離れた方が危なくないと思います。他の2軒の方も土地を探しているがマッチングがうまくいかないようです。

議長 県の方から補足説明があればお願いします。
(県から補足説明なし)

【琴浦町の事案】

恩田副会長 平成17年2月に分筆登記してあるということは、その時に農振除外されていますね。平成30年までの間はどうか扱われているのか、利用状況調査はどのような扱いをされていたのか聞きたいと思います。

福田委員 17年2月に分筆登記してありますが、宅地転用されていなくて、農地のままです。耕作はされています。

恩田副会長 何のために分筆されたのか。目的はどうか。

福田委員 今田川が過去、氾濫したことがあり、機会を待っていたと思います。

山脇委員 実は、私がこの水田の稲刈りを10年近くやっています。現状の家は危険区域であり、新たに建築許可が出ないところです。将来、いつか移転したいと聞いています。商売の関係で災害工事に行ったが、3戸上手の家の■■■■も、住めないの土地を探していると話しておられました。危険区域で建築許可も出ない場所であり、やむを得ないと私は思っています。

議長 経緯は理解できますが、書き方で、農地として管理されているということを書いた方がよい。
農振の除外をされている時期がいつかという問題があり、ずっと田んぼを作るなら除外をする必要がなくて、転用の申請が出てからで良かったんでしょうが、除外されているのは、いつだったんですか。

福田委員 17年です。

山脇委員 本来は早くやりたかったが、資金繰りがつかなかったということです。それで、延びたわけです。

(採 決) 質疑が終わり、農地法第4条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ、全員一致で承認された。

(2) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成31年2月)を説明。)
(2件の意見聴取あり、30aを超える説明事案が1件で、湯梨浜町の事務局が事案説明資料により説明。もう1件は事務局が一覧表により説明)

恩田副会長 12ページについて質問します。中村委員の管轄と思いますが、箕蚊屋土地改良区が平成31年1月16日に同意済みとありますが、我々も土地改良区の理事長をしています。湯梨浜町も同じですが、意見書として出して、その中で決済金が払われているか、未収賦課金があるのかを意見書として出している。県内、同一の言葉であるのが普通であると思いますが、いかような考えなのかお答えいただきたい。

中村委員 通常、こういう案件を見るときは支障があるかないかを土地改良区に協議しなさいとなっていますが、協議する中で、土地改良区もほ場整備だけのものと、水だけを管理をするところもある。箕蚊屋は水の管理をしているところが多いわけですが、今見ますと市街化調整区域で農用地区域でないということで、水の流水が支障がなければ、箕蚊屋さんは同意されたと思います。

湯梨浜町は改良区が管理されておるということで、ほ場整備されているので、転用にあたり協議されていると思います。私も質問しようと思っていたんですが、協定書はどういうものかと思ったが、通常は私が見る限り同意します、同意しません、あるいは条件を付けて同意するという回答をしていると思います。ただ、定型の様式はなかったと思います。

議 長 先月、私の個人的なことで、この場で決定いただきました。私も箕蚊屋土地改良区で、私の場合は畑の5条転用事案でしたが、箕蚊屋土地改良区に行って、転用の決済金を払って同意書をもたらってきて、農業委員会に出し、転用の許可がでるという流れになっています。今質問があり、答弁があったように、どういう書式でされているのかは、少し調べさせてもらって用語を統一するとかは検討すべきだと思いますので、これは農業会議があずかりで、中村常務さんのところと協力しながら調べさせてもらうということで、よろしいでしょうか。

(採 決) 質疑が終わり、農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ、全員一致で承認された。

9 協議事項

(1) 遊休農地におけるガイドラインについて

事務局 (資料4により説明。)

県経営支援課 確約書の提出は法令上明記されていませんが、全体的な流れからすると、確約書なり何らかの書面なり、口頭でも良いですが、営農の再開があるという意志を確かめていただくという形はとっていただきたいということです。それはあくまで義務でなく望ましいというレベルであります。現場レベルで、確約書を出すということは良いことだと思います。

議長 これはあくまで鳥取県農業会議のガイドラインを定めたものです。法律に書いてないからといって、どうしていいかわからないというわけがないので、自主的にガイドラインを定めたものです。法律はバランスとか現実との親和性が大事でありますから、最後の争いになったときには裁判所で三審までいくということが争いの決着でありますから、県の立場では、法律では義務となっていないということにご留意願います。

あと先日の、検討会の時に鳥取市の事務局からの意見では砂利採取について土木の許可が中部総合事務所と東部事務所では取扱いが違うでないか、中部の方が厳格でないかという質問が出されたようです。そこは農業会議として県と確認をしていきたいと思っておりますので、宿題として預かっていくということでご了解下さい。

濱田さん何か感想がありましたら。

濱田委員 鳥取市の対応の仕方は、一時転用は目的として完了後は営農してもらうことは大前提で進めております。復元の時点では埋め戻し開始の時、透水層設置の時、復元が完了した時など4回、農業委員、推進委員と事務局、県の維持管理課など関係各位立ち会いの下で確認をしています。

本日もこの会、終了後に、現地の確認をするようにしております。また平成29年2月に勉強会を設けましたので、それ以降はそれで進めていますので今後もそのように実施したいと考えています。

小林委員 この質問は私がしたのですが、現地確認に毎回のように出ているが、砂地は灌漑施設があるので作物の栽培管理が出来ていたが、前の会長から聞いたことですが、湖山街道沿いは農振区域が除外されていると、うかがったことがあります。中部は灌木が生えている場合は灌木を除去し農地に返してから、砂利採取をお願いすると聞いています。鳥取市のお話を聞きましたが、砂利採取をし、農地復元し、作物を栽培するとあるが、灌水施設がないと農地として活かされていないと思います。農地としてどのように管理していくのかが次のステップだと思います。今後の取組みとして砂丘地の農地の扱いをどうするのが課題ではないかと私は質問をしました。

議長 その答えを文字にするとうなるということでもあります。現場で、こういう場合はどうするのが問題となってきますので、集落接続の場合も県や関係者が現場を見て考えたように、現実どうするかは勉強会を開いて判断していくということにしてはどうでしょうか。

横山委員 一般の転用にかかることで質問します。宅地造成による通路の件ですが、1月に復元に係る疑問点を質問させていただきました。復元の場面

場面において確認されているが、そこまで厳密にすると作業面で支障が出てくるので、業者のことを考えた方がよいと思います。

事務局を通じて施工業者に、復元のプロセスをこうしていただきたいと伝えさせてもらいました。復元場面のステップステップで写真を撮るなど証明できる資料を作るよう伝達させていただきました。農業委員や推進委員が場面場面で同席するのが適当なのか疑問に思ったのでご指導いただきたいとともにご理解いただきたいと思います。

議 長 今の話は別の事案の話です。砂丘地で砂を取った場合は、委員さんの確認は必要です。埋めてしまえば何を埋めたか分かりませんから、途中の確認が必要です。横山さんの場合は道にした場合はどうかということなので、話が違ってきます。1年分か3年分まとめて、一時転用はこういったものがあるということを事務局がまとめないと、1回ごとでは今のような混乱が起こりますので、今日は砂採りの話で、あとで色々なマニュアルを作るということで、整理をしたいと思います。横山さん、よろしいですか。

(横山委員が納得された。)

濱田委員 小林委員の話ですが、農振除外はしていません。砂利採取の確認も4回していくということですし、土地改良区は抜けないで、立ち上げはおいといてそのまま残したまま農地の復元ができるように砂利採取の場合もしています。また営農再開できるようにしています。

議 長 農振の白地になっているところもあるのでそこはどうか、という話で、そこが農振の青だ白だといっても、農地として使うこと自体には一緒ですので、議論にあったことをもう少しまとめて、現場で使えるようにしてはと思います。

高西委員 難しく考えるから、ややこしくなると思います。砂丘地帯で砂利を取って終わったあと、農地に返して、灌漑施設がないところで本当に耕作ができるか現場で話されないのか。そうすれば農地に、灌漑施設のない砂丘地帯で本当に耕作できるかということをお話し合われれば、ああだこうだということはないのではないかと。

農地に返しても耕作ができない場合は、農業委員会として地権者と話をして一番最適な良い方法を考えたら良いのではないかと考えます。

議 長 結論の出ないことが世の中いっぱいありまして、いたしい訳ですが、やはり当事者と農業委員で話をし合っていく。話し合ったことを共有していくということが本筋だと思っています。どうするかは県や農業会議が考えていくことだと思います。

高西委員 県の方は二言目には法律に書いてないと言われるが、逃げ口上なのか。法律に書いてないのは、常識的なことであるので書いてないのか。もう少しスマートに回答できないですか。

議 長

法律というものがあり、この度の統計のように役所がうまく運用してしまうということがあります。なぜ農業委員会があるかということになりますが、私がよくいうのは、裁判所にも裁判官や弁護士、検事がおられて法律がありますが、普通の人が裁判員として普通のことを言う制度になったわけです。農業委員会も法律に書いてなくて、書いてあっても、常識として言うために委員会があり、また委員会の決定が非常に重たいものがあると思っています。そこは役割分担であり、役人の方は書いてあるかないかを正しく話されればいいわけですが、その時に逃げ口上にならないように、本当は一般の県民だったり、とりわけ農業委員の立場としてこう考えるということ併せて聞き取ってもらうような、お互いが大事にしあえるそういう思考回路になってほしいと思います。また、高西さんからは、不満というかももう少ししゃんとしてくれというご不満だったと思いますが、それも含めて受け止めていただくとありがたいというのが感想です。こういう話が出たときに、栃本課長に聞いてもらいたかったがこれませんでしたけど、栃本課長には伝えて下さい。高西さんこの辺でご勘弁をいただけたら。他に意見がなければ、これをガイドラインとさせていただきます。これを土木の砂利採取の方にもお伝えしますし、また市町村の方へ送り、青本にも入れさせていただきたいと思っています。

また横山さんから意見がありましたように他の分についても、なるべく書き物にして残すということで、事務局お願いします。

10 情報提供

(1) 全国農業新聞購読推進活動表彰について

事務局 (資料5により説明。)

山脇委員 (新聞普及推進活動を報告)

(2) 理事会での集落接続案件の現地確認について

事務局 (理事会の後、北栄町で現地確認をし目あわせをすることを報告。)

11 その他

(1) 次回開催予定

(2) 臨時総会の開催について

事務局 次回は、3月22日(金)10時から、鳥取市の白兔会館で常設審議委員会、午後1時より臨時総会を開催します。

議 長 では以上で、会を終了します。